

埼玉県特別養護老人ホーム等整備支援融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人に対する特別養護老人ホーム等の施設及び設備整備資金の融資を円滑にするため、金融機関が行った融資につき、県が損失補償を行い、もって特別養護老人ホームの整備を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人をいう。

2 この要綱において「取扱金融機関」とは、社会福祉法人に対し、この要綱に定めるところに従い融資を行う金融機関で、別に埼玉県と損失補償契約を締結したものをいう。

3 この要綱において「法的・制度的補助（借入）金」とは、特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金、独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付金等をいう。

(融資の対象)

第3条 融資の対象は、知事が別に定める特別養護老人ホーム等の整備に係る県費補助金の交付を受けて、特別養護老人ホーム等（ただし、地域密着型特別養護老人ホームを除く。）を整備する社会福祉法人とし、融資資金は当該法人の次に掲げる施設又は設備の整備に要する経費に充てるものとする。

- (1) 特別養護老人ホームの創設又は増床整備を行うための施設・設備整備資金
- (2) 特別養護老人ホームの創設又は増床整備に伴ない整備される短期入所居室の施設・設備整備資金
- (3) 特別養護老人ホームの創設整備に伴ない整備される老人デイサービスセンターの施設・設備整備資金
- (4) (1) から (3) に係る施設整備の用に供する土地取得資金（ただし、既設法人に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、融資の対象とならない。

- (1) 社会福祉法人が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は社会福祉法人の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難さ

れるべき関係を有しているとき。

(融資限度額)

第4条 融資限度額は、基準事業費から第3条に規定する補助金を差し引いた額に、融資率を乗じて得た額とする。ただし、実整備額から市町村補助金と法的・制度的補助金を除いた額の範囲内とする。

- 2 独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付金を受けて行う整備に係る融資限度額は、第1項で求めた額から、当該福祉貸付金額を差し引いた額の範囲内とする。
- 3 基準事業費は別表1のとおりとする。
- 4 融資率は90%とする。
- 5 貸付金の最低額は200万円とする。
- 6 貸付金額は10万円単位とする。

(融資条件)

第5条 融資条件は次のとおりとする。

(1) 融資利率

融資利率は、知事が別に定める。

(2) 償還期間

償還期間は、資金貸付契約締結の日から20年以内とする。

(3) 償還方法

- ア 償還方法は、原則として元金均等年賦償還又は元金均等定期償還とする。
- イ 利息徴求方法は、年利建先取分割方式又は年利建後取分割方式とする。

(4) 償還据置期間

元金の償還据置期間は資金貸付契約締結の日から2年以内とする。

(5) 担保等

- ア 取扱金融機関は融資に当たり、借入申込者の所有する融資にかかる土地、建物に抵当権を設定する等債権の保全に必要な措置をとらなければならない。ただし、根抵当権を設定することはできない。
- イ 取扱金融機関は、抵当権等の実行にあたっては、あらかじめ県と協議しなければならない。県との協議が整わないうちに、取扱金融機関が抵当権等を実行した場合には、県は損失補償を行わない。
- ウ 借入申込者は、アにより土地、建物を担保に供する場合には、社会福祉法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付金の協調融資としてこの要綱による融資を受ける場合を除く。

(借入申込)

第6条 この要綱に基づき融資を受けようとする社会福祉法人は、別に定める借入申込書(様式第1号)に福祉部長が別に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

- 2 知事は、借入申込書が提出された場合は、本要綱に基づく融資の対象として適当であるかを審査し、適当であると認めたものについて意見を付し、その関係書類1通を取扱金融機関に送付する。
- 3 取扱金融機関は、前号により送付された関係書類を審査し、適当と認められたもの

に対し、この要綱に定める融資条件に従って融資を実行する。

(報告等)

第7条 この要綱による融資を受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号の一に該当したときは、速やかにその旨を取扱金融機関に届け出るものとする。

- (1) 名称、代表者、住所、法人印を変更したとき
- (2) その他重要と認められる事由が発生したとき
- 2 取扱金融機関は、別に定める融資残高報告書により、当該年度の3月末日の貸付残高を4月15日までに知事に報告しなければならない。
- 3 借受者は、この要綱に基づく融資に係る事業が完了したときは、事業完了後25日以内に事業完了報告書に事業費精算書を添付して、知事及び取扱金融機関に提出しなければならない。
- 4 前項に基づく事業の精算の結果、融資限度額を超える借入が行われているときは、借受者は当該融資限度額を超える部分について繰上償還を行わなければならない。

(損失補償)

第8条 取扱金融機関は、借受者が第5条第2号に定める貸付期間の満了に伴う最終弁済期限到来の後3月を経過して、なお元本及び利子（遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかったとき、その他償還金の回収が困難と認めるときは、その事実を知事に報告し、その取扱いについて協議するものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定による協議の結果、知事が当該取扱金融機関が被った損失の補償をする必要があると認めるときは、借受者に対し、残存債務の一時返還の請求を行うものとする。
- 3 県は、取扱金融機関が前項の規定により借受者の残存債務の一時返還の請求を行い、補償すべき額が確定した後に損失補償を行うものとする。
- 4 第5条第2号に定める貸付期間の満了に伴う最終弁済期限は、次の各号の一に該当するときは変更されるものとする。
- (1) 借受者が、破産その他法律で定める理由により、弁済について期限の利益を失ったとき。
- (2) 取扱金融機関が知事と協議の上、借受者との契約による弁済について、期限の利益を失わせたとき。
- (3) 借受者が、不時の災害その他やむを得ない理由により、所定の弁済期限の延長を求め、知事、取扱金融機関協議の上、取扱金融機関がこれを承認したとき。

(損失補償後の債権管理)

第9条 前条の規定により損失補償を受けた取扱金融機関は、損失補償を受けた後も善良なる管理者の注意をもって、その債権の保全及び回収に努め、これを回収したときは、次の各号に掲げる金額を控除した額を県に納付するものとする。

- (1) 債権の回収のため要した費用
- (2) 債権の残存額（当該回収した額を含む。）から損失補償額を控除した額
- (3) 債権に係る遅延利子

(計画変更の承認等)

第10条 借受者が、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 既定の施設整備計画の変更(ただし、軽微な変更を除く。)

(2) 融資対象となった施設の譲渡

2 融資対象となった施設が火災その他重大な事故を受けたときは、借受者は遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(繰上償還)

第11条 借受者は、随時、繰上償還をすることができる。

2 取扱金融機関は、借受者から繰上償還を受けたときは知事に通知するものとする。

(融資額の返還)

第12条 取扱金融機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事と協議して、償還期限前に当該資金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 融資を受けた資金を要綱に定める資金用途以外に使用したとき。

(2) 資金の償還を怠ったとき。

(3) 借入申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(4) その他この要綱に定める融資条件等に違反したとき。

(報告の徴収及び調査)

第13条 取扱金融機関及び借受者は、この要綱による融資に係る経理を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 知事は、整備支援融資の実施状況について、必要に応じ取扱金融機関及び借受者から報告を求め、又は実地に調査することができる。この場合において、取扱金融機関及び借受者は、これに協力するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉部長が別に定める。

(適用範囲)

第15条 この要綱の規定は、平成30年3月31日以前に融資の受付を行った社会福祉法人及び当該社会福祉法人に係る融資を実行した取扱金融機関について適用する。なお、平成30年4月1日以降、この要綱に基づく新たな融資の受付は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月23日から施行し、平成18年度の融資から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行し、平成20年度の融資から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月8日から施行し、平成23年度の融資から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。

別表1 基準事業費

資金の種類		基準単価		基準事業費		
建築 資金	建築工事費 特殊付帯設備工事費	特別養護老人ホーム	従来型	9,300,000	1人当たり基準単価×利用人数	
			設備備品	1,000,000		
			ユニット型	12,600,000		
			設備備品	1,000,000		
			短期入所用居室(従来型)	3,800,000		
			設備備品	1,000,000		
			短期入所用居室(ユニット型)	5,500,000		
	設計監理費 但し建築工事費、特殊付帯設備工事費の合計額の5%まで	老人デイサービスセンター	標準型	基本部門を整備する場合	45,600,000	1施設当たり基準単価×施設数
				設備備品	7,000,000	
				基本・入浴部門を整備する場合	56,600,000	
				設備備品	18,000,000	
				基本・給食部門を整備する場合	82,500,000	
				設備備品	9,000,000	
				基本・入浴・給食部門を整備する場合	93,500,000	
				設備備品	20,000,000	
利用人員加算(21~25人)				12,100,000		
利用人員加算(26~30人)				24,200,000		
設備備品整備資金	センター	小規模型・認知症対応型		28,000,000		
			機械入浴部門整備加算	7,700,000		
			設備備品	6,000,000		
			機械入浴部門を整備する場合	11,000,000		
土地取得資金		実際購入単価		融資対象事業の延床面積×実際購入単価×3		

注) 上記の融資対象経費は、次の費用の合計額となります。

- 建築工事費 : 冷暖房設備工事費、浄化槽設備工事費、昇降機設備工事費、スプリンクラー設備工事費、敷地造成工事費、さく井工事費に該当しない一切の工事費
- 冷暖房設備工事費 : 冷房、暖房等の設備工事に要する費用
- 浄化槽設備工事費 : 浄化槽等の設備工事に要する費用
- 昇降機設備工事費 : 乗用エレベーターの設備工事に要する費用
- スプリンクラー設備工事費 : スプリンクラーの設備工事に要する費用
- 敷地造成工事費 : 切土、盛土、整地、擁壁等の工事に要する費用
- さく井工事費 : さく井工事費(給水用)に要する費用
- 介護用リフト等設備工事費 : 建物に固定して一体的に整備される天井走行型介護用リフト・特殊浴槽・資源有効活用設備の整備工事に要する費用
- 設備備品整備資金 : 建築資金に含まれない機械器具・備品の購入、取付工事等に要する費用
- 土地取得資金 : 土地の取得に要する費用 契約に要する費用(不動産取得税等の租税公課費用は含みません。)